

さいたま市告示第 854 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成30年6月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ケーズデンキ埼玉大通り店  
所在地 さいたま市桜区栄和四丁目797-1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ケーズホールディングス  
代表者氏名 代表取締役 平本 忠  
住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ケーズホールディングス  
代表者氏名 代表取締役 平本 忠  
住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年1月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,558㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗1階屋内駐車場	170台
店舗1階屋外駐車場	15台
計	185台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗1階屋内駐輪場	40台
計	40台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積	備考
店舗西側荷さばき施設	63.2㎡	
計	63㎡	小数点以下四捨五入

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	備考
店舗西側廃棄物等保管施設①	14.70㎡	紙製廃棄物等
店舗西側廃棄物等保管施設②	2.85㎡	金属製廃棄物等
店舗西側廃棄物等保管施設③	2.85㎡	ガラス製廃棄物等

店舗西側廃棄物等保管施設④	13.83m <sup>3</sup>	プラスチック製廃棄物等
店舗西側廃棄物等保管施設⑤	4.63m <sup>3</sup>	生ごみ等
店舗西側廃棄物等保管施設⑥	3.56m <sup>3</sup>	その他可燃性廃棄物等
計	42m <sup>3</sup>	小数点以下四捨五入

※この他にリサイクル家電置場⑦(14.7m<sup>3</sup>)を確保する。

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後9時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数
入口	1箇所
出口	1箇所
出入口	1箇所
計	3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

平成30年5月30日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成30年6月12日から平成30年10月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成30年6月12日から平成30年10月12日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 9 6 6